

安心救急情報キットを無料配布します
自宅での緊急事態に備え、氏名・生年月日・病歴などを記載し保管する「安心救急情報キット」を無料で配布します。(キットの詳細については、

加東市高齢者保健福祉計画「画・第5期介護保険事業計画」、加東市障害者基本計画及び第3期障害福祉計画」が完成しました。

これらの計画は、誰もが住み慣れた地域で住み続けることができるように、福祉施策の取組を定めたものです。計画の概要版は、広報かとう5月号と一緒にお届けしますので、ぜひご覧ください。

また、計画の詳細については、市のホームページをご覧ください。
お問い合わせ
加東市高齢者保健福祉計画・第5期介護保険事業計画
福祉部高齢介護課(ラポータヤしろ) ☎43・0440

加東市障害者基本計画及び第3期障害福祉計画
福祉部社会福祉課(社庁舎) ☎43・0409

「ご家庭で井戸水を利用されているみなさまへ」
井戸水を使用し、下水道に排水している場合で、世帯の人数に変更が生じたときは、下水道使用料が変更になるため、届出が必要です。

また、井戸水の使用を開始または廃止された場合も、下水道使用料が変更になりますので、水道お客さまセンターまたは管理課にある「汚水排除量認定基準異動届」を必ず提出してください。

異動届は市ホームページからもダウンロードできます。
お問い合わせ
上下水道部管理課(東条庁舎) ☎47・1427

水道お客さまセンター ☎47・1421

農地の転用を希望されるみなさまへ
加東市の農地の大半は、農地転用に先立って農用地区域から除外しなければ転用等ができません。転用等を計画されている方は、農林課に申し出てください。

なお、各種法令の要件に適合しない場合、農用地区域からの除外および転用の要望に

沿えない場合がありますので、ご了承ください。
受付期間 4月2日(月)～27日(金)
必要書類
農用地区域除外申出書
土地全部事項証明書
公図 位置図
付近見取図 計画図面
同意書 理由書など
申出・問い合わせ
地域整備部農林課(東条庁舎) ☎47・1303

森林の所有者届出制度が始まります
森林法の改正により、平成24年4月1日以降、新たに森林の所有者となった方は、届出が義務付けられました。
対象者 個人・法人を問わず、売買や相続等により森林の土地を取得された方
届出期間 土地所有者になった日から90日以内に、取得した土地のある市町村の長に届けてください。
お問い合わせ
地域整備部農林課(東条庁舎) ☎47・1303

普通救命講習
日時 5月11日(金) 18時～21時
場所 加東消防署2階会議室
定員 先着10人
応募期限 5月6日(日)
受講料 無料
申し込み・問い合わせ
加東消防署救急係 ☎42・3810

消防・防災
沿えない場合がありますので、ご了承ください。
受付期間 4月2日(月)～27日(金)
必要書類
農用地区域除外申出書
土地全部事項証明書
公図 位置図
付近見取図 計画図面
同意書 理由書など
申出・問い合わせ
地域整備部農林課(東条庁舎) ☎47・1303

森林の所有者届出制度が始まります
森林法の改正により、平成24年4月1日以降、新たに森林の所有者となった方は、届出が義務付けられました。
対象者 個人・法人を問わず、売買や相続等により森林の土地を取得された方
届出期間 土地所有者になった日から90日以内に、取得した土地のある市町村の長に届けてください。
お問い合わせ
地域整備部農林課(東条庁舎) ☎47・1303

沿えない場合がありますので、ご了承ください。
受付期間 4月2日(月)～27日(金)
必要書類
農用地区域除外申出書
土地全部事項証明書
公図 位置図
付近見取図 計画図面
同意書 理由書など
申出・問い合わせ
地域整備部農林課(東条庁舎) ☎47・1303

森林の所有者届出制度が始まります
森林法の改正により、平成24年4月1日以降、新たに森林の所有者となった方は、届出が義務付けられました。
対象者 個人・法人を問わず、売買や相続等により森林の土地を取得された方
届出期間 土地所有者になった日から90日以内に、取得した土地のある市町村の長に届けてください。
お問い合わせ
地域整備部農林課(東条庁舎) ☎47・1303

沿えない場合がありますので、ご了承ください。
受付期間 4月2日(月)～27日(金)
必要書類
農用地区域除外申出書
土地全部事項証明書
公図 位置図
付近見取図 計画図面
同意書 理由書など
申出・問い合わせ
地域整備部農林課(東条庁舎) ☎47・1303

森林の所有者届出制度が始まります
森林法の改正により、平成24年4月1日以降、新たに森林の所有者となった方は、届出が義務付けられました。
対象者 個人・法人を問わず、売買や相続等により森林の土地を取得された方
届出期間 土地所有者になった日から90日以内に、取得した土地のある市町村の長に届けてください。
お問い合わせ
地域整備部農林課(東条庁舎) ☎47・1303

沿えない場合がありますので、ご了承ください。
受付期間 4月2日(月)～27日(金)
必要書類
農用地区域除外申出書
土地全部事項証明書
公図 位置図
付近見取図 計画図面
同意書 理由書など
申出・問い合わせ
地域整備部農林課(東条庁舎) ☎47・1303

森林の所有者届出制度が始まります
森林法の改正により、平成24年4月1日以降、新たに森林の所有者となった方は、届出が義務付けられました。
対象者 個人・法人を問わず、売買や相続等により森林の土地を取得された方
届出期間 土地所有者になった日から90日以内に、取得した土地のある市町村の長に届けてください。
お問い合わせ
地域整備部農林課(東条庁舎) ☎47・1303

沿えない場合がありますので、ご了承ください。
受付期間 4月2日(月)～27日(金)
必要書類
農用地区域除外申出書
土地全部事項証明書
公図 位置図
付近見取図 計画図面
同意書 理由書など
申出・問い合わせ
地域整備部農林課(東条庁舎) ☎47・1303

森林の所有者届出制度が始まります
森林法の改正により、平成24年4月1日以降、新たに森林の所有者となった方は、届出が義務付けられました。
対象者 個人・法人を問わず、売買や相続等により森林の土地を取得された方
届出期間 土地所有者になった日から90日以内に、取得した土地のある市町村の長に届けてください。
お問い合わせ
地域整備部農林課(東条庁舎) ☎47・1303

沿えない場合がありますので、ご了承ください。
受付期間 4月2日(月)～27日(金)
必要書類
農用地区域除外申出書
土地全部事項証明書
公図 位置図
付近見取図 計画図面
同意書 理由書など
申出・問い合わせ
地域整備部農林課(東条庁舎) ☎47・1303

森林の所有者届出制度が始まります
森林法の改正により、平成24年4月1日以降、新たに森林の所有者となった方は、届出が義務付けられました。
対象者 個人・法人を問わず、売買や相続等により森林の土地を取得された方
届出期間 土地所有者になった日から90日以内に、取得した土地のある市町村の長に届けてください。
お問い合わせ
地域整備部農林課(東条庁舎) ☎47・1303

沿えない場合がありますので、ご了承ください。
受付期間 4月2日(月)～27日(金)
必要書類
農用地区域除外申出書
土地全部事項証明書
公図 位置図
付近見取図 計画図面
同意書 理由書など
申出・問い合わせ
地域整備部農林課(東条庁舎) ☎47・1303

森林の所有者届出制度が始まります
森林法の改正により、平成24年4月1日以降、新たに森林の所有者となった方は、届出が義務付けられました。
対象者 個人・法人を問わず、売買や相続等により森林の土地を取得された方
届出期間 土地所有者になった日から90日以内に、取得した土地のある市町村の長に届けてください。
お問い合わせ
地域整備部農林課(東条庁舎) ☎47・1303

沿えない場合がありますので、ご了承ください。
受付期間 4月2日(月)～27日(金)
必要書類
農用地区域除外申出書
土地全部事項証明書
公図 位置図
付近見取図 計画図面
同意書 理由書など
申出・問い合わせ
地域整備部農林課(東条庁舎) ☎47・1303

森林の所有者届出制度が始まります
森林法の改正により、平成24年4月1日以降、新たに森林の所有者となった方は、届出が義務付けられました。
対象者 個人・法人を問わず、売買や相続等により森林の土地を取得された方
届出期間 土地所有者になった日から90日以内に、取得した土地のある市町村の長に届けてください。
お問い合わせ
地域整備部農林課(東条庁舎) ☎47・1303

総合治水条例が施行
近年の豪雨等による浸水被害を軽減するため、4月1日から「兵庫県総合治水条例」が施行されます。
条例の内容については、県ホームページをご覧ください。
http://web.pref.hyogo.lg.jp/ks13/sougouchisuijorei.html
お問い合わせ
兵庫県総合治水課 ☎078・341・771(内4425)

沿えない場合がありますので、ご了承ください。
受付期間 4月2日(月)～27日(金)
必要書類
農用地区域除外申出書
土地全部事項証明書
公図 位置図
付近見取図 計画図面
同意書 理由書など
申出・問い合わせ
地域整備部農林課(東条庁舎) ☎47・1303

森林の所有者届出制度が始まります
森林法の改正により、平成24年4月1日以降、新たに森林の所有者となった方は、届出が義務付けられました。
対象者 個人・法人を問わず、売買や相続等により森林の土地を取得された方
届出期間 土地所有者になった日から90日以内に、取得した土地のある市町村の長に届けてください。
お問い合わせ
地域整備部農林課(東条庁舎) ☎47・1303

沿えない場合がありますので、ご了承ください。
受付期間 4月2日(月)～27日(金)
必要書類
農用地区域除外申出書
土地全部事項証明書
公図 位置図
付近見取図 計画図面
同意書 理由書など
申出・問い合わせ
地域整備部農林課(東条庁舎) ☎47・1303

森林の所有者届出制度が始まります
森林法の改正により、平成24年4月1日以降、新たに森林の所有者となった方は、届出が義務付けられました。
対象者 個人・法人を問わず、売買や相続等により森林の土地を取得された方
届出期間 土地所有者になった日から90日以内に、取得した土地のある市町村の長に届けてください。
お問い合わせ
地域整備部農林課(東条庁舎) ☎47・1303

沿えない場合がありますので、ご了承ください。
受付期間 4月2日(月)～27日(金)
必要書類
農用地区域除外申出書
土地全部事項証明書
公図 位置図
付近見取図 計画図面
同意書 理由書など
申出・問い合わせ
地域整備部農林課(東条庁舎) ☎47・1303

森林の所有者届出制度が始まります
森林法の改正により、平成24年4月1日以降、新たに森林の所有者となった方は、届出が義務付けられました。
対象者 個人・法人を問わず、売買や相続等により森林の土地を取得された方
届出期間 土地所有者になった日から90日以内に、取得した土地のある市町村の長に届けてください。
お問い合わせ
地域整備部農林課(東条庁舎) ☎47・1303

沿えない場合がありますので、ご了承ください。
受付期間 4月2日(月)～27日(金)
必要書類
農用地区域除外申出書
土地全部事項証明書
公図 位置図
付近見取図 計画図面
同意書 理由書など
申出・問い合わせ
地域整備部農林課(東条庁舎) ☎47・1303

森林の所有者届出制度が始まります
森林法の改正により、平成24年4月1日以降、新たに森林の所有者となった方は、届出が義務付けられました。
対象者 個人・法人を問わず、売買や相続等により森林の土地を取得された方
届出期間 土地所有者になった日から90日以内に、取得した土地のある市町村の長に届けてください。
お問い合わせ
地域整備部農林課(東条庁舎) ☎47・1303

沿えない場合がありますので、ご了承ください。
受付期間 4月2日(月)～27日(金)
必要書類
農用地区域除外申出書
土地全部事項証明書
公図 位置図
付近見取図 計画図面
同意書 理由書など
申出・問い合わせ
地域整備部農林課(東条庁舎) ☎47・1303

森林の所有者届出制度が始まります
森林法の改正により、平成24年4月1日以降、新たに森林の所有者となった方は、届出が義務付けられました。
対象者 個人・法人を問わず、売買や相続等により森林の土地を取得された方
届出期間 土地所有者になった日から90日以内に、取得した土地のある市町村の長に届けてください。
お問い合わせ
地域整備部農林課(東条庁舎) ☎47・1303

沿えない場合がありますので、ご了承ください。
受付期間 4月2日(月)～27日(金)
必要書類
農用地区域除外申出書
土地全部事項証明書
公図 位置図
付近見取図 計画図面
同意書 理由書など
申出・問い合わせ
地域整備部農林課(東条庁舎) ☎47・1303

森林の所有者届出制度が始まります
森林法の改正により、平成24年4月1日以降、新たに森林の所有者となった方は、届出が義務付けられました。
対象者 個人・法人を問わず、売買や相続等により森林の土地を取得された方
届出期間 土地所有者になった日から90日以内に、取得した土地のある市町村の長に届けてください。
お問い合わせ
地域整備部農林課(東条庁舎) ☎47・1303

沿えない場合がありますので、ご了承ください。
受付期間 4月2日(月)～27日(金)
必要書類
農用地区域除外申出書
土地全部事項証明書
公図 位置図
付近見取図 計画図面
同意書 理由書など
申出・問い合わせ
地域整備部農林課(東条庁舎) ☎47・1303

森林の所有者届出制度が始まります
森林法の改正により、平成24年4月1日以降、新たに森林の所有者となった方は、届出が義務付けられました。
対象者 個人・法人を問わず、売買や相続等により森林の土地を取得された方
届出期間 土地所有者になった日から90日以内に、取得した土地のある市町村の長に届けてください。
お問い合わせ
地域整備部農林課(東条庁舎) ☎47・1303

沿えない場合がありますので、ご了承ください。
受付期間 4月2日(月)～27日(金)
必要書類
農用地区域除外申出書
土地全部事項証明書
公図 位置図
付近見取図 計画図面
同意書 理由書など
申出・問い合わせ
地域整備部農林課(東条庁舎) ☎47・1303

森林の所有者届出制度が始まります
森林法の改正により、平成24年4月1日以降、新たに森林の所有者となった方は、届出が義務付けられました。
対象者 個人・法人を問わず、売買や相続等により森林の土地を取得された方
届出期間 土地所有者になった日から90日以内に、取得した土地のある市町村の長に届けてください。
お問い合わせ
地域整備部農林課(東条庁舎) ☎47・1303

沿えない場合がありますので、ご了承ください。
受付期間 4月2日(月)～27日(金)
必要書類
農用地区域除外申出書
土地全部事項証明書
公図 位置図
付近見取図 計画図面
同意書 理由書など
申出・問い合わせ
地域整備部農林課(東条庁舎) ☎47・1303

森林の所有者届出制度が始まります
森林法の改正により、平成24年4月1日以降、新たに森林の所有者となった方は、届出が義務付けられました。
対象者 個人・法人を問わず、売買や相続等により森林の土地を取得された方
届出期間 土地所有者になった日から90日以内に、取得した土地のある市町村の長に届けてください。
お問い合わせ
地域整備部農林課(東条庁舎) ☎47・1303

沿えない場合がありますので、ご了承ください。
受付期間 4月2日(月)～27日(金)
必要書類
農用地区域除外申出書
土地全部事項証明書
公図 位置図
付近見取図 計画図面
同意書 理由書など
申出・問い合わせ
地域整備部農林課(東条庁舎) ☎47・1303

森林の所有者届出制度が始まります
森林法の改正により、平成24年4月1日以降、新たに森林の所有者となった方は、届出が義務付けられました。
対象者 個人・法人を問わず、売買や相続等により森林の土地を取得された方
届出期間 土地所有者になった日から90日以内に、取得した土地のある市町村の長に届けてください。
お問い合わせ
地域整備部農林課(東条庁舎) ☎47・1303

沿えない場合がありますので、ご了承ください。
受付期間 4月2日(月)～27日(金)
必要書類
農用地区域除外申出書
土地全部事項証明書
公図 位置図
付近見取図 計画図面
同意書 理由書など
申出・問い合わせ
地域整備部農林課(東条庁舎) ☎47・1303

森林の所有者届出制度が始まります
森林法の改正により、平成24年4月1日以降、新たに森林の所有者となった方は、届出が義務付けられました。
対象者 個人・法人を問わず、売買や相続等により森林の土地を取得された方
届出期間 土地所有者になった日から90日以内に、取得した土地のある市町村の長に届けてください。
お問い合わせ
地域整備部農林課(東条庁舎) ☎47・1303

沿えない場合がありますので、ご了承ください。
受付期間 4月2日(月)～27日(金)
必要書類
農用地区域除外申出書
土地全部事項証明書
公図 位置図
付近見取図 計画図面
同意書 理由書など
申出・問い合わせ
地域整備部農林課(東条庁舎) ☎47・1303

森林の所有者届出制度が始まります
森林法の改正により、平成24年4月1日以降、新たに森林の所有者となった方は、届出が義務付けられました。
対象者 個人・法人を問わず、売買や相続等により森林の土地を取得された方
届出期間 土地所有者になった日から90日以内に、取得した土地のある市町村の長に届けてください。
お問い合わせ
地域整備部農林課(東条庁舎) ☎47・1303

沿えない場合がありますので、ご了承ください。
受付期間 4月2日(月)～27日(金)
必要書類
農用地区域除外申出書
土地全部事項証明書
公図 位置図
付近見取図 計画図面
同意書 理由書など
申出・問い合わせ
地域整備部農林課(東条庁舎) ☎47・1303

森林の所有者届出制度が始まります
森林法の改正により、平成24年4月1日以降、新たに森林の所有者となった方は、届出が義務付けられました。
対象者 個人・法人を問わず、売買や相続等により森林の土地を取得された方
届出期間 土地所有者になった日から90日以内に、取得した土地のある市町村の長に届けてください。
お問い合わせ
地域整備部農林課(東条庁舎) ☎47・1303

沿えない場合がありますので、ご了承ください。
受付期間 4月2日(月)～27日(金)
必要書類
農用地区域除外申出書
土地全部事項証明書
公図 位置図
付近見取図 計画図面
同意書 理由書など
申出・問い合わせ
地域整備部農林課(東条庁舎) ☎47・1303

森林の所有者届出制度が始まります
森林法の改正により、平成24年4月1日以降、新たに森林の所有者となった方は、届出が義務付けられました。
対象者 個人・法人を問わず、売買や相続等により森林の土地を取得された方
届出期間 土地所有者になった日から90日以内に、取得した土地のある市町村の長に届けてください。
お問い合わせ
地域整備部農林課(東条庁舎) ☎47・1303

沿えない場合がありますので、ご了承ください。
受付期間 4月2日(月)～27日(金)
必要書類
農用地区域除外申出書
土地全部事項証明書
公図 位置図
付近見取図 計画図面
同意書 理由書など
申出・問い合わせ
地域整備部農林課(東条庁舎) ☎47・1303

春の全国交通安全運動
4月6日(金)～4月15日(日)
運動の重点
自転車の安全利用の推進
飲酒運転の根絶
すべての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
夕暮れ時の交通事故防止
問い合わせ 市民安全部防災課(社庁舎) ☎43-0402

消防・防災
普通救命講習
日時 5月11日(金) 18時～21時
場所 加東消防署2階会議室
定員 先着10人
応募期限 5月6日(日)
受講料 無料
申し込み・問い合わせ
加東消防署救急係 ☎42・3810

やしろ国際学習塾・滝野文化会館・東条文化会館からのお知らせ
よしもと人気芸人たちが全国をお笑いツアーで訪れる「週末よしもと」が、加東市にやってきます！
週末よしもとin加東(仮)
7月1日(日) 開演時間未定 やしろ国際学習塾(全席指定)
入場料 前売3000円/当日3300円
発売開始 未定
詳細は財団ホームページをご覧ください。小学生から入場いただけます。
ソロとアンサンブルのための加東市スプリングコンサート
5月20日(日) 14:00開演
東条文化会館(全席自由)
入場料 無料 小学生から入場いただけます。
出演 社中学校吹奏楽部/まどかコーラス
細場裕可(クラリネット)/脇田千歳(コントラバス)ほか
ゲスト 中館壮志(第22回日本木管コンクールクラリネット部門第2位)
かとうきらめき シネマ Vol.20 一枚のハガキ
新藤兼人 監督作品
5月13日(日) 10:30 13:30 滝野文化会館(全席自由)
入場料 700円(友の会200円引) 発売中
出演 豊川悦司、大竹しのぶ ほか
かとうきらめき シネマ Vol.21 奇跡
九州新幹線が起す奇跡を信じてこどもたちは旅に出た
7月29日(日) 10:00 13:30
滝野文化会館(全席自由)
入場料 700円(友の会200円引)
発売開始 5月13日(日) 初日窓口9:00/電話13:00)
佐渡 裕 指揮 兵庫芸術文化センター管弦楽団 特別演奏会
4月19日(木) 19:00開演 東条文化会館(全席指定)
入場料 4500円/18歳以下2500円(友の会500円引)
小学生から入場いただけます。 残席状況は必ずご確認ください。
お問い合わせ 財団法人 加東文化振興財団 ☎42-7700
ホームページ http://www.k-bunka.jp/
休館日 4月4・11・18・25日
5月1・2・4・5・6日

加東消防署からのお知らせ
1/1～3/1
火災3件 救急256件
セルフ式ガソリンスタンドでの給油にご注意を！
私たちが普段、何気なく取り扱っている油は、可燃性蒸気が発生しやすく、わずかな火気にも引火するという性質を持っています。そのため、取り扱いを間違えると、火災に繋がる危険性があります。
その中でも、ガソリンは気温がマイナス40でも気化し、小さな火源でも爆発的に燃焼するため、取り扱いには特に注意が必要です。
事故例
自動車を運転中の人体には、数千ボルトから1万ボルト以上の静電気が帯電しています。セルフ式ガソリンスタンドで給油する際、静電気除去シートにタッチせずに給油キャップを開いたことで火花が発生し、給油口から可燃性蒸気に引火し、火災を引き起こしました。
事故防止対策
セルフ式ガソリンスタンドでは、静電気除去シートにタッチしてから、給油キャップを開けるようにしましょう。また、給油方法が分からなかったり、不安を感じたりしたときは、従業員から正しい給油方法の説明を受けてから利用しましょう。
エンジンを切る。
静電気除去シートにタッチする。
給油キャップを開く。
正しい操作で給油する。(継ぎ足し給油をしない)
給油後はキャップを確実に締める。
お問い合わせ 加東消防署予防係 ☎42-3560